

一九七七年二月一日第三種郵便物認可

発行所 社会通信社 発行人 滝野 忠

東京都渋谷区本町六丁目二八の二コトボ幡ヶ谷九〇四 電話(03)3377-4649 FAX(03)3299-5367  
振替 〇〇一〇〇一九一五八四三二 労金 東京労金本店 No 1154163

購読料 月額 600円 6ヵ月前納制

### 〈もくじ〉

◇巻頭言 山下けいきからあなたへの手紙	山下 けいき……………2
憲法は私の原点、応援歌	……………3
「教育勅語」そして「教育基本法改悪」	……………5
―「奉仕」と「献身」で「道徳」を強調―	……………7
「日の丸・君が代」の反動強制	……………9
―その現状と反撃の闘い(上)―	……………10
JOC、住友金属、政府の責任を追及	……………11
―「JOC臨界事故を風化させない」全国住民の集いから―	……………13
◇資料 JCO臨界事故一周年全国集会決議(九月三〇日)◇	……………15
脱原子力にむけ原子力政策転換を	……………17
◇資料と解説◇	……………19
東京地裁「採用差別事件」に不当判決	……………21
不当な判決、ただちに上告手続き	……………23
―東京高裁判決への国労声明―	……………25
言葉だけではない「統一と団結」	……………27
―国労全国大会の報告―	……………29
「辺野古の小屋」が紡ぐ平和の営み	……………31
―沖縄再訪の旅から(中)―	……………33
読者からのおたより……………	……………35

# 旬刊 社会通信

NO. 786

二〇〇〇年二月二日号

二〇〇〇年二月二日発行  
(毎月一日・二日・二日三回発行)

## 憲法は私の原点、応援歌

新しい世紀が始まろうとしているのに不安ばかりが大きくなっています。原発、添加物、遺伝子組換え、ダイオキシン、オゾン層の破壊、病んでいるのは地球だけではありません。私達の暮らしも不安と背中合わせになってはいけません。

子育てに自信を持ってない親たち。子どもは早くからいい学校、いい会社に入るための競争に投げ込まれ、親ももあえいでいます。高い教育費も大きな負担です。卒業しても就職の見込みがない若者たち。運良く仕事が見つかったても、競争は続きます。

リストラ、過労死は他人事なのでしょうか。退職しても細る一方の年金や介護、そして負担が増す医療。何の不安も感じない人は少数の人達だけではないでしょう。

若者や中高年の自殺者が増えて、平均年齢が下がった日本の社会。それなのに「健康で文化的な生活は自己責任でやってもらわんと」と、昨今の政治を見ていると為政者のそんな本音が聞こえます。私は、こんな社会はおかしい、変えたいと言いつつ続けてきました。

「長いものにはまかれる」「奇らば大樹の陰」が学校、会社、地域で賢いとされ、それが当たり前とされています。異論を唱えようと波風を立てると嫌がられ、変わった人とレッテルが貼られます。時にはいじめや排除、不利益を覚悟しなければなりません。

でもその無難な選択が窮屈な社会を作っているのではないのでしょうか。今の社会に波風をたてないことによって、おかしなことがまかり通り、私たちは苦しんでいるのではないのでしょうか。

私はこう思っています。人は、生まれも、生きてきた日々も違うのだから思想信条や感覚が違って当然だと。そして違っているみんなが、それぞれの持ち味を活かして生きるから、世の中は楽しくすばらしいのではないかと。

憲法はいいです。

・ 国民が政治の主人公（前文）。

・ 戦争と武力の行使は永久にこれを放棄する（第九条）。

・ すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする（第十三条）。

・ 基本的人権は人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であって、これらの権利は過去幾多の試練に堪え、国民に侵すことのできない永久の権利として信託されたものである（第九十七条）。

私はこの憲法が大好きです。

そして憲法は私の原点であり、私の応援歌でもあります。

四人の子どもを育てるのに必死だった父と母。「働けど働けど我がくらし楽にならざりき。じつと手を見る」は両親だけではなく、多くの庶民にとつて昔も今も実感ではないのでしょうか。

人間らしく働き、自分らしく人生を楽しみ、生きていくことを感謝したくなるような社会。庶民にとつてささやか願いですが、切実な願いです。

そんなささやかな願いすらかなえられない今の社会。ほんの少しづつでもいいから変えていきたい。大きなことはできないけれど、理想を現実に取り上げられるのではなく、現実を理想に取り上げたい。そんな思いで議会で地域で活動してきました。

一人でもできること、少数でもできること、そしてみんなの協力できること。とりあえず提言したもので、少しでも前進したこと、一挙に実現したもの。そのことを「お元気ですか」で、街角で報告してきました。

つまずいたり、間違ったりで元気をなくすこともあります。それでもさまざまな出会いがあり、多くの人に励まされました。私が元気であることで、いくらかでも元気を与えられたらうれいと思えます。ぜひ声をかけてください。「がんばれよ」「てつだうよ」と。おかしなことがあったら、しかってください。そんなつながりを力にして、これからも日々元気に活動していきたいと思えます。

（大阪府茨木市議 山下 けいき）

# 「教育勅語」そして「教育基本法改悪」

—「奉仕」と「献身」で「道徳」を強調—

## 森の背後に「総保守」の意図

森首相は「日本は天皇を中心とする神の国」、「教育勅語には『親孝行』とか『家や国を大切に』とかよい面があり、それは復活させないといけない」と、明治政府下の政治・思想・教育体系を今日の社会に適應することかの発言をくり返しおこなっている。この森の言葉は森個人の発言と言うよりは、大日本帝国崩壊時、天皇が生き残り、A級戦犯が国政に復帰したことに明らかなように、総保守に連綿として受け継がれてきた旧思想の表現なのである。

明治新政府は薩摩、長州を中心につくられた。彼らは国家統合の方策として天皇をシンボル、「コマ」として利用した。倭（やまと）、大和、飛鳥、奈良時代以降忘れられ、歴史のシミのような存在だった天皇、「皇国」を復活させたのである。明治政府は一八八二（明治二五）年、軍人勅諭をつくり軍を「天皇の軍隊」とし、一八九〇（明治二三）年には教育勅語をつくり「皇祖皇宗の遺訓」を教育の指針とした。「万世一系の天皇」「陸海軍を統帥す」とした大日本帝国憲法の制定は一八八九（明治二二）年であり、これにつづいて御真影（天皇の写真）への拝礼、教育勅語奉読、君が代斉唱等を定めた「小学校祝日儀式規定」の公布は一八九一（明治二四）年である。

明治国家は上から「天皇」「皇国」をつくり、大日本帝国憲法で国民に強制したのである。大日本帝国憲法は第一章天皇、第二章臣民権利義務、第三章帝国議會等によつて構成されている。しかし、同憲法が、第一条で大日本帝国ハ万世一系ノ天皇之ヲ統治ス、第三条に天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス、第四・五条で統治権ヲ総攬（そうらん）シ、立法権ヲ行フとされ、第十一条に天皇ハ陸海軍ヲ統帥スとあることにも明らかなように、「天皇」を「国民」の上におくものであった。それは国民が「臣民」とされていたことにも示される。「臣民」を辞書でみると「臣下である人民」とある。つまり、天皇の「民」である。こうした思想からつくり出されたのが「教育勅語」でその全文はこうである。

## 「教育勅語」は天皇への忠誠

朕（チン） 惟（オモ） フニ 我カ皇祖皇宗國ヲ肇（ハジ） ムルコト宏遠ニ徳ヲ樹（タ） ツルコト深厚ナリ

我カ臣民克（ヨ） ク忠ニ克ク孝ニ 億兆心ヲ一（イツ） ニシテ 世々ソノ美ヲ濟（ナ） セルハ此（コ） レ我カ國體ノ精華ニシテ 教育ノ淵源マタ実ニシ此（ココ） ニ存ス

ナンジ臣民 父母ニ孝ニ 兄弟ニ友（ユウ） ニ 夫婦相和シ 朋友（ホウユウ） 相信シ恭儉己レヲ持シ 博愛衆ニ及ホシ 学ヲ修メ 業ヲ習ヒ モツテ智能ヲ啓発シ 徳器ヲ成就シ 進（ス） スン）テ公益ヲ広メ 世務ヲ開キ 常ニ國憲ヲ重シ國法ニ遵（シタガ） ヒ

一旦（イツタン） 緩急アレハ 義勇公ニ奉シ モツテ天壤無窮（テンジヨウムキユウ） ノ皇運ヲ扶翼スヘシ

是（カク） ノ如キハ独り朕（チン） カ忠良ノ臣民タルノミナラス ヌモツテナンジ祖先ノ遺風ヲ顕彰スルニ足ラン

斯（コ） ノ道ハ実ニ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ 子孫臣民ノ俱（トモ） ニ遵守スヘキ所 之ヲ古今ニ通シテ膠（アヤマ） ラス 之ヲ中外ニ施シテ悖（モト） ラス 朕ナンジ臣民ト俱（トモ） ニ拳々（ケンケン） 服膺（フクヨウ） シテ 咸（ミナ） 基（ソノ） 徳ヲ一（イツ） ニセラシムコトヲ庶幾（コヒネガ） フ

## 国家統合策の破たん、「国家改造」の企み

日本の総保守は、国家統合策が全面的に破たんした今、憲法改悪↓教育基本法改悪↓国民統治をねらっているのである。その手法は「上」からと同時に「下」からおこなわれているのが特徴で、その基本的考えは現代日本の政治家でもっとも「忠君愛国」主義が強い中曽根康弘が一九八九年、宗教団体である立正佼正会で述べた次の言葉に示される。

「憲法というものは、書かれた文章ではない。憲法を作る力、憲法を直す力、憲法を自分の憲法にする力、これが憲法そのものであるということもわれわれは知らなければならぬ。活字が憲法ではないのです。憲法を作る力が憲法なのであります。まず、行政改革を断行しよう。この大きな仕事失敗したら、教育の改革もできなくなる。いわんや憲法を作る力はダメになってしまう。行革で大掃除をして、お座敷をきれいにして、そして立派な憲法を安置する」

ここに総保守の原点があることに注意すべきである。この手法が一九八〇年代の第二臨調、一九九〇年代はじめの政治改革、そして一九九〇年代後半の教育改悪、憲法改悪に引き継がれているからである。

### 「奉仕活動」は「予備的徴兵制」

教育基本法改悪の動きにそれはすでにあらわれている。周知のように教育改革国民会議は「分科報告」（〇〇年七月）、「中間報告」（同九月）で「奉仕活動の義務化」を提案した。目下の情勢では年末に出されるという「最終報告」にもられることはほぼ確実である。今回の「中間報告」の特徴はなにか。

第一は、家庭の任務、親の責任、「奉仕」と「献身」・「道徳」をかつてはなく強調していることである。奉仕活動は当面、小・中で三週間、高校で一ヶ月程度「共同生活などによる奉仕活動」で児童生徒を拘束する。「将来的には満一八歳の国民すべてに一年間程度、農作業や森林整備、高齢者介護などの奉仕活動を義務づけることを検討する」としている。

第二は、この提言の眼目は「共同生活など」によって管理され集団化された活動にある。したがって、文芸春秋十月号でこの提言の中心メンバーの一人である曾野綾子は自衛隊にも言及したのである。まさに「予備的徴兵制」ともいえる内容となっているのである。

第三に、この「献身・奉仕」を教科としての「道徳」（「道徳」「人間科」）を通じて身に付けさせようとしていることである。いま「特別活動」の領域に位置づけているものを、教科として設定するという考えは、まさに述べた教育勅語的徳目主義の復活である。

第四に、子ども達にまで露骨な統合と排除の論理がみられることである。「問題を起こす子ども以外の子ども達の教育環境を守る」とし、他方「問題を起こす子どもに対する教育の方策を講じる」と提起している。つまり「異端」の子どもを隔離して特別の対策を講じることである。

「異端の子どもたちの隔離」は、少年法改悪の流れと連動している。そこには「問題を起こす子ども」を保護・厚生援助の対象とすることをやめて管理・封じ込め・処断で対応しようというのである。教育と「治安」の結合である。

こうした動きは、学習指導要領の「国の愛する心」、国旗・国歌法の制定、中学「歴史教科書の改悪など」と今回の中間報告を並べてみれば、ガイドライン関連法を頂点とする国家体制に統合するため、かれらが教育に何を求めているかが明らかにになる。

# 「日の丸・君が代」の反動強制

— その現状と反撃の闘い（上） —

昨年八月の「国旗・国歌」法制化以後も、いぜんとして学校現場への「日の丸・君が代」の強制は続いている。「産経新聞」などでは、一面のトップに「日の丸・君が代」を学校教育に押しつけようとするキャンペーンがこれでもか、これでもかと展開されている。しかし、学校に働く教育労働者はただ黙って「日の丸・君が代」の強制を見過ごしてはいない。全国各地で抵抗し、「反撃する闘いも展開されている」。

現地、集中的に攻撃を受けている東京・国立市の学校現場での闘いを紹介する。残念ながら組合は、日教組系、全教系、独立組合系と分かれているが、「日の丸・君が代」の強制に反対する共同した闘いが取り組まれている。国立市の仲間からの報告で、この闘いが教育労働者だけでなく、全労働者に向けられた攻撃としてとらえてほしいという指摘にも注目したい。（編集部）

産経新聞等による四月五日の報道から始まる国立二小や、国立の教育への不当なキャンペーン・組合攻撃に対し、都教組・多摩教組・東学・あいむ八九の二小分会から正確な状況を把握してもらうために経過報告とアピールをしたいと思えます。

卒業式前の国立の状況 九九年の三月以降、学校の卒・入学式に「日の丸・君が代」の国立市に対し、それを許さない「日の丸・君が代」推進派の活動は活発になつてきました。そして、「国旗・国歌法」をむりやり制定した後はそれが顕著になり、国立の教育に対して大きな圧力をかけるようになりました。

「日本時事評論」（山口県本社）や市民団体を装う他の団体が各家庭にビラ配布をし、卒・入学式に「日の丸・君が代」がないのは組合や反対する市民グループのためであるとのキャンペーンを張っていったのです。そして、それに後押しされるかのように、小・中学校の校長会も「日の丸・君が代」実施にむけて市教育委員会への働きかけを強めていきました。

卒業式直前の校長との交渉 各学校での議論もそうした状況を受けて、例年になく激しいものとなりました。二小においても、三月二三日の「屋上に国旗を掲げる」という校長提案に対し、二三日に長時間議論しました。「教職員・保護者の意見を大切にし、強行しないでほしい。」「警察や市教委の協力を得てまで、『日の丸』をあげることにどんな意味があるのか。」「卒業式に向けて、子どもたちは一生懸命やってきました。主人公である子どもたちの気持ちを大切にしてほしい。」等々私たちは校長に訴えました。また、「どうしても実施しなければならぬのなら、せめて保護者や子どもたちに説明してからでも遅くない」「明日の朝、再度話し合うことにしてはどうか。」といったことも主張しました。

しかし、校長は「国旗を尊重する態度を養うためにも実施したい。」「長時間話し合っただのだから、明朝は話し合わない。」など、姿勢を変えることはありませんでした。

その日は、「明朝七時に、校長が私たちの質問事項に校舎の外で応える。」ということを確認し終了しました。七時半から「日の丸」を掲げそれを妨げられないようにするために、そうした時間や場所の設定をしたのです。

二四日、当日の朝、雨が降るなか傘をさしながら、東門の外で質疑応答をしました。途中で市の職員やパトカーが来、異常な雰囲気の中でそれが続けられました。しかし、校長からは質問の意図に明確に応える回答がないまま、打ち切られてしまいました。

関係者を排除して日の丸を強行。そして、校長・教頭や市の職員は校舎の中に入り、私たちが中に入れないように内側から鍵を掛けました。その後、屋上のポールに、「日の丸」が掲げられました。私たちは、それが終って、ようやく校舎の中に入れたのです。私たちは、「日の丸」をはやく降ろしてほしいと校長に伝えましたが、いつ降ろすかなど即答しませんでした。

二小では、例年、学校行事の前（運動会・学芸会・卒業式など）に子どもたちを集めて教職員が「今までの練習の成果を精一杯生かそう。」と励ましたり、最終の連絡をしたりします。今回の卒業式でも同様でした。その際、子どもから屋上の「日の丸」が掲げられていることに対する質問がでたので、校長の最終判断で、掲げられたことを伝えました。卒業式は整然と行われ、五・六年生が話し合って作り上げた「呼びかけや練習を積み重ねた合唱」など、とても素晴らしく心に残るものとなりました。

式後の校長と生徒。卒業式も無事終了し、校庭での記念撮影、門出の会と続き、子どもたちを門まで見送りました。その後、まだ帰らずにいた卒業生何人かが校庭から校舎内にもどろうとする校長のところへいき、「どうして、今年から旗をあげたのですか。」などの質問を始めました。しだいに子どもたちの数は増えていったものの、静かにやりとりが続いていたので、私たち教職員や何人かの保護者も見ている位置は異なっていました。周りで見守るような状況でした。それに校長も前日の職員会議で「卒業式前は説明しないが、終わった後なら質問などあればそれに応えてもよい。」といった趣旨の発言をしていましたので、私たちには校長が子どもたちに説明しているのだと思いました。校長は子どもたちの質問や意見に対して「指導要領で決められている。」ということを中心に応えていました。

やがて、子どもたちから「卒業式も終わったんだから、降ろしてください。」という発言が始めました。校長は、卒業式も終わったので降ろしてもいいという自らの判断で、屋上に向かいました。子どもたちも後からついていきました。こうした様子を見守っていた教職員や保護者は校庭から屋上の様子を見たりしていました。

「日の丸」が降ろされた後、何人かの子どもたちは帰っていましたが、残りの子どもたちがなかなかもどってこないの、心配になった教職員の何人かが屋上に見に行きました。そこでは、子どもたちと校長とのやりとりが続いていました。「どうして、事前に説明してくれなかったのか。」「やる前に説明もなく、自分たちの気持ちを傷つけたことについてあやまつてほしい」といった子どもたちの質問や意見に、校長からは、十分な答は得られませんでした。しかし、その後には校長は「最後にいやな思いをさせて悪かった。」と発言しました。この後も話し合いは続きますが、心配した保護者も来たり、午後二時を過ぎたこともあり、教職員が終ることを促し終了しました。

産経新聞報道―真実の歪曲と反組合キャンペーン。これが、国立二小の卒業式前後のおおよその状況です。ところが、入学式の前日、四月五日の産経新聞には、「児童三〇人、国旗降ろさせる」「校長に土下座要求」というスクリーンダラスな見出しで扱われました。

私たち教職員は、そのことや、「平成十一年度卒業式実施報告書」が校長によって春休み中の三月二八日に市教委に提出されたことなどを、午後の教職員会議の中で知るようになりました。そして、その記事の内容が情報開示もされていない「卒業式実施報告書」をもとに書かれているとしか思えないことに憤りと強い疑念が生まれました。また、「卒業

式実施報告書」には、子どもとのやりとりが会話の形式で文章化されており、人権上問題があること、春休み中に作成されたため、教職員との事実確認が十分行われていないことなど多くの問題がありました。

そして「年業式実施報告書」をやむを得ず情報開示する場合には、子どもとのやりとりの部分については開示しないよう市教委に申し入れること、産経新聞に対し事実とかけはなれた報道に抗議し、今後の二小の教育活動に大きな支障をきたすので訂正を求めていくことなどを確認し、校長を通じてそれぞれに働きかけてもらうようにしました。

入学式 四月六日は始業式のときから、愛国党の人たちがきてスピーカーで演説したり「君が代」を流したりしました。また「日の丸・君が代に反対する赤旗教師はリストラせよ」などののぼりをたてていました。これらに対し、市の職員もその場にいたのですが、有効な手だてをとつてくれませんでした。また、始業式が終了し下校する子どもたちに対し、愛国党の人たちは威嚇するような言動をしました。

五日、六日の朝と協議を重ねたのですが、校長と教職員との考えは平行線のままで卒業式のとおりと同じように、入学式には屋上に「日の丸」が掲げられてしまいました。五日から、学校には抗議の電話やハガキ。封書、ファックスなどが来るようになりました。抗議の電話の数はすさまじいものがありました。

その後、私たちは「卒業式実施報告書」の問題、マスコミに一方的に報道されてしまったことや始業式・入学式での愛国党の妨害などによる保護者の不安をどう解消するかを中心に話し合いを連日のように重ねました。その話し合いに入った矢先に校長が体調を崩し、休暇を長期にとるようになりました。

教頭との交渉と確認事項 そうした中で、各学年の保護者会を迎えました。その中では、

- ・ 新聞報道は、事実確認は不十分で、学校として困惑している。
- ・ 卒業式は温かい雰囲気で終了したい。
- ・ 卒業式後、子どもたちが自発的になぜ説明もなく国旗をあげたのですかと質問してきた。
- ・ 子どもたちは、時には感情的に話すこともあったが、おおむねいい言葉で話をしていた。

・ 子どもたちに不安を与えたり、教育活動の妨害をするような外部からの行為には、市教委や警察と連絡を取り対処する。

などのことを教頭の方から保護者に伝えてもらい、学校として卒業生の人権を守り、保護者が卒業式後のできごとをできるだけ正確に把握し不安を取り除くことに努めました。

(つづく)

## JCO、住友金属、政府の責任を追及

—「JCO臨界事故を風化させない」全国住民の集いから—

すでに二人の死者を出したJCO臨界事故から一周年を迎える九月二十四日、「止めよう再処理！ JCO臨界事故を風化させない、全国住民のつどい」が東海村で開催されました。反原子力茨城共同行動の主催によるもので、全国から約四〇〇名が集集しました。

最初に河野直哉さん（茨城大学助教授）が主催者挨拶し、今回の集会在が、①JCO事故の被害の実態を明確にすること、②事故の原因究明と責任を追及すること、③再処理施設

の再開を許さないこと、など三つの目的を持っていることを明らかにしました。

集会はパネル討論の形式で、相沢一正さん（東海村村議）の司会で進められました。

パネラーのトップは古川路明さん（四日市大学教授・JCO事故総合評価会議代表）。

「JCO事故とは何か」と題して報告し、政府の事故調査委員会委員長の吉川弘之が「（事故の）直接の原因はすべて作業者の行為にあり、責められるべきは作業者の逸脱行為である」と強弁し、事故の責任をすべて作業者に押しつけようとしていることを強く批判。作業者だけでなく、またJCOだけの責任追及に終わらせてはならず、発注元である核燃料サイクル開発機構の責任、一〇〇%の親会社である住友金属鉱山の責任、そして監督官庁である科学技術庁などの責任を厳しく問わねばならないと指摘しました。

次に、村田三郎さん（阪南中央病院医師）が「臨界事故の被曝問題」と題して報告。政府がJCO事故を低線量のため健康的に問題ないと結論したことへの誤りを批判し、低線量でも健康被害の発生する多くの実例があり、とりわけ染色体レベルでの影響は大きく、また、中性子は政府が前提にするガンマ線の一〇倍ではなく二〇〜三〇倍の被害を生み出す、被害者の健康管理のためには今後五年、一〇年、二〇年という期間で健康管理体制を築く必要があると述べました。

続いて、伴英幸さん（原子力資料情報室共同代表）が「東海再処理施設の問題点」について報告。プルトニュームは深刻な余剰状態で、再処理工場が運転再開すれば、余剰を増やすだけだ。需用の面から見ても、高速増殖炉「もんじゅ」も「常陽」も「ふげん」も止まったままのため、政府はMOX利用に走っているが、これはプルトニューム推進の理論と大きく矛盾する。増殖炉で「増殖」するから「有効利用」だと言っていたのに、MOXでは「増殖」さえないからだ。東海村の再処理工場は昨年、せん断・溶解行程で設置許可申請にある検知器による確認を目視確認で済ませていた、また最近、臨界事故の恐れをます危険性のある、濃縮ウラン溶解槽の核的制限値をこっそりと緩和する変更申請をしているなどが明らかにになった。器械の故障や腐食を修理するのではなく、勝手に基準を無視し改悪してしまう、そんな再処理工場の運転再開はどうい認められないと主張しました。

JCO臨界事故被害者の会会長の大泉昭一さんは問題提起で、JCOが百数十億円の損害補償をしたといっても、住民の健康被害については何の補償もしていない、JCOとこれまで四回交渉を行ったがまったく不誠実な態度で、社長はその席に姿も見せないなど、被害者として不安と怒りの気持ちを率直に語った。

同じく谷田部裕子さん（ヨモギグループ）は、原発推進の人の中に、「放射能は酒と同じで、一度に多く飲むと害になるが、少しずつなら百薬の長になる」と述べた字者がいる呆れた実態を紹介しながら、子どもたちへの責任の問題としても、事故の責任の所在を明らかにしていかなければならないと決意を述べました。

集会アピールは川野弘子さん（脱原発とうかい塾）が読み上げ、「事故原因の究明すら満足になされないのに、三年経ったからもういいだろうとも言おうのでしょうか。世界各国が技術的にも経済的にも成り立たないという理由で、再処理から撤退している中、なぜ日本だけが強引に国策として再処理を推進するのでしょうか。ましてや東海再処理施設の老朽化が進み、臨界防止装置や検知器の不備など、問題は山積したままです。」再処理NO!の声で運転再開を断念に追い込みましょう」と、参加者全員で確認しました。

最後に、杉森弘之さん（ネットワーク五〇〇）が閉会挨拶。JCOの社長は臨界事故の



直後、被害者に土下座をして謝ったが、ほとぼりが冷めれば居直り、被害者の診療・治療費をビタ一文出そうとしない、そのようなJCOの姿勢を絶対に許してはならない、さらに、親会社であるだけでなく実質的な経営者である住友金属鉱山の責任を徹底的に追及しよう、と述べました。

集会後、参加者は東海村をデモ行進し、東海再処理工場をヒューマンチェーン（人の輪）で包囲、ウエーブを繰り返して再処理工場の再開反対の意思を表しました。

（茨城・『平和・人権・環境を守るネットワーク五〇〇』より）

◇資料 JCO臨界事故一周年全国集会決議（九月三〇日）◇

## 脱原子力にむけ原子力政策転換を

昨年九月三〇日に起こったJCO東海事業所での臨界事故は、日本の原子力史上最悪の事故となりました。政府発表でさえも四〇〇名を越える多数の被曝者に加えて、広範囲にわたる放射能汚染、周辺住民の避難、三十一万人もの屋内退避など最悪の結果を招きました。

その中で、大内久さん、篠原理人さんが相次いで亡くなりました。私たちはあらためて、核の恐ろしさを目のあたりにしました。広島―長崎―ビキニ―チェルノブイリと半世紀にわたる核被害に、新たに東海村の名をつらねることになってしまいました。

この悲劇的な事故から一周年の今日、集会参加者の総意として以下に決議し、政府及び関係者に申し入れ、対応を求めるものです。

1、政府及び原子力安全委員会の責任を明確にすること。

JCOの事故責任は明らかですが、事故を引き起こした責任の一端を負うべき科学技術庁や原子力安全委員会は、何ら責任を追及されていません。ズサンな安全審査や許可を許してきた監督者としての責任がいまもってあいまいにされています。それどころか事故の早期の幕引きをはかるために、身内の学者を動員して事故調査委員会をたちあげ、たった三ヶ月で事故調査を終了させました。その中では事故原因などについて十分な議論がなされたとは思えません。私たちは、政府及び原子力安全委員会の責任を明らかにするとともに、第三者機関による事故の徹底究明を求めます。

2、発注者・旧動燃の責任追及と再処理工場再開中止を求めます。

政府の事故調査委員会では、発注者である旧動燃（現核燃料サイクル開発機構）の責任がほとんど取り上げられていませんが、本来の施設の能力を超えた発注が事故の要因になっており、事故責任の一端を負うものです。「もんじゅ」でのナトリウムろうえい火災事故、東海再処理工場の火災爆発事故と立て続けに事故を引き起こし「事故隠し」を重ねてきた閉鎖的体質にも原因があります。

その旧動燃が現在、再処理工場再開を狙っていますが、地域住民の意見や再処理そのものの国民的議論などを全く無視した運転再開には強く反対し、中止を求めます。

3、被曝者全てに徹底した補償と心身のケアを求めます

この事故により多くの被曝者を生み出しました。今でも被曝の影響を心配し、不安を持っている人々が存在し、心身のケアや社会的ケアを必要としています。被曝者全てに徹底した補償と救済措置を政府の責任で行うこと。そして広範囲にわたる被曝者に対する徹底した健康調査を行うことを求めるものです。

4、原子力政策の転換を求めます。

原子力の安全神話が崩れた現在、国民世論も原子力に対して多くの不安を持っています。

いまこそ原子力政策の転換が求められています。ヨーロッパでは脱原子力を選択する国々が勢いを増しています。日本だけがしやにむに突き進むことは、早晩行き詰まることは明らかです。取り返しのつかない事故がまた再び起こる前に、再処理・高速増殖炉・MOXをはじめとしたプルトリウム利用を即時に中止するとともに、脱原子力にむけての原子力政策の根本的な転換を求めます。

#### ◇資料と解説◇

## 東京地裁「採用差別事件」に不当判決

十一月八日、東京高等裁判所第九民事部は、いわゆる国労・JR採用差別本州事件（東京、神奈川、福島、宮城、静岡の国労組合員九人）にたいし、「中労委命令を取り消す」との判決をおこなった。その理由は、①国鉄が作った採用名簿とそれを受理した設立委員会に継承性はない、②国鉄とJRは別人格で旧国鉄、JRに責任はないというものだ。

今度の判決が全労働者に与える影響はきわめて大きい。国鉄改革二三条方式が商法改正で会社分割が合理化の中心的手法となった今、これで自由自在に首切れる体制がつけられるからである。なお、北海道・九州の採用差別事件については十一月一四日に判決が出される。国鉄闘争のゆくえがこれですます問われることになる。

## 不当な判決、ただちに上告手続き

—東京高裁判決への国労声明—

一、本日、東京高等裁判所第九民事部（塩崎勤裁判長）は、いわゆる国労・JR採用差別本州事件について、判決を言い渡した。判決は本件中労委命令を取り消すという、社会的・法的正義に反する全く不当なものであり、われわれは満腔の怒りをもってこの判決に抗議するとともに、その不当性を広く世論に訴える。

二、この事件は、一九八七年四月の国鉄分割民営化に際し、JR会社に採用されなかった東京、神奈川、福島、宮城、静岡の国労組合員九人について、中央労働委員会が、その不採用は国労への所属及びその組合活動を理由とする不当労働行為であると認定し、JR東日本・JR東海・JR貨物の各社に対して使用者としての責任を認めて「採用扱い」を命じたところ、右各社がその救済命令の取り消しを求めて裁判所に提訴したものであり、一昨年五月二八日東京地方裁判所は、不当にもこの中労委救済命令を取り消す旨の判決を言い渡した。これに対して中労委が控訴し、国労らが補助参加してきたものである。

本日の判決は、基本的に、右地裁判決と同様、国鉄職員からJR会社への「採用」手続きを定めた国鉄改革法二三条のもとで、組合差別を禁止した不当労働行為救済制度の趣旨を実質的に否定し、同法の解釈を誤ってJR各社の不当労働行為責任を免責するものである。

三、しかし、国鉄改革法の国会審議においても、立法者意思として、「採用」についての全責任はJR会社設立委員が負うものであり、そこに組合差別があつてはならないことが、大臣答弁でも付帯決議でも繰り返し確認されていたところであった。それは、国鉄分割民営化に際して保持されるべき最低限の法的・社会的正義であつたはずである。

そして、労使関係の専門的独立行政機関である地方労働委員会も中央労働委員会も、その専門的英知を傾け、あるべき正常な労使関係を回復すべきものとして、本件救済命令を発したのである。

さらにILOにおいても条約上採用差別は禁止されており、昨年十一月一八日ILOは、国労等

の申立に対し、司法機関も含む日本の国家機関がILO条約を尊重すべきこと、及び本件当事者に満足のいく早急な解決を日本政府が促進すべきことなどを内容とする中間勧告を発したところであった。

四、本日の判決は、不採用当事者及びその家族らの一三年余にわたる苦闘と、それを支えてきた国労及びその組合員の差別に立ち向かう積年の努力に何ら思いを致すことなく、その裁判所への期待を裏切り、かつ、他に類をみないほど悪質な不当労働行為をまるごと免責しようとするものである。同時に、右のような社会的・国際的な要請を踏みにじって、労働委員会制度及びILOをも真つ向から否定しようとするものと言わなければならない。それはまた、現在の日本の司法の危機的状況をも指し示すものにほかならない。

われわれは、この判決に対して真摯な自省を求めたい。そしてわれわれは、この不当な判決に対して直ちに上告の手続きをとり、最高裁判所の判断を求めるとともに、本件の公正な解決とJRR会社における労使関係の正常化のため、今後ともさらに奮闘することをここに表明する。

## 言葉だけではない「統一と団結」

### ― 国労全国大会の報告 ―

一〇月二八、二九日に開催された国労大会は、本部のこの間の執行経過、とくに五月二十九日に「四党合意」を受諾して以降の経過に対する代議員の質問と批判が相次ぎましたが、執行部が討論を打ち切つて強行採決に出たことから議場が紛糾、第二日目の夕方五時半に「休会」となりました。

紛糾「休会」の責任は本部 七月一日の臨時大会の際も討論を一方的に打ち切り、「拍手」で強行採決しようとしたことから紛糾し、「休会」になりましたが、その後、本部は「合意形成が不十分だった」「混乱の原因と責任は本部にある」と謝辞を明らかにしました。その反省と教訓を活かした大会運営をしていれば同じ結果を招かずにすんだのではないでしょう。本部の責任は重大だと思えます。

五月二九日、本部が独断で「四党合意」を受諾して以降、本部に対する不信・不満が高まっています。「交渉はどうなっているのか」「本当に解決できるのか」という組合員の疑問や不安がたくさん出されています。それらにキチンと答弁する義務が本部にはあつたはず。とくに、七月一日の臨時大会が休会になり、八月二六日の統開大会は委員長挨拶のみのわずか十五分で終わつただけに、この大会では、代議員の発言を保障し、組合員が納得できる説明をおこなうべきでした。

以下、全国大会が「休会」に至つた経過と私なりの感想を報告することにします。  
来賓全員が「四党合意」を批判 大会冒頭の委員長挨拶は、いつになく長く、ひと味違うものでした。内容は『国鉄新聞』に掲載されるでしょうから割愛しますが、私の受けとめ方としては「国労五年の伝統と路線を守ろう！」というふうに関心しました。「それなら、なぜ、四党合意を断らなかつたのか？」という疑問がすぐに湧きました。

来賓は、共産党・新社会党・全労協・中央共闘・連帯する会・一株株主会・国労顧問の順に登壇しましたが、強弱の差はあれ、全員が「四党合意」に反対する立場の挨拶を述べました。強く印象に残つたのは、共産党労働局長が従来より「反対」色を鮮明にしたこと、明治大学名誉教授の山口孝さんが本部の姿勢を鋭く批判したことです。

さらに衝撃的だったのは、社民党が来賓挨拶にとうとう姿を見せなかったことです。

「四党合意」に関する最新情報を聞けるものと期待していただけにガツクリでした。自民党との「橋渡し役」を担ってきた社民党が、「四党合意を決定する重要な大会」を欠席したことは「四党合意が消えた」ことを意味すると思います。運輸省がいち早く「四党合意」から撤退し、ついで、J R西日本の南谷社長が「国労が四党合意を決定しても国労の要求には応えられない」と言明、さらに、社民党までが手を引いたのであれば「四党合意は完全に崩壊した」といえるのではないのでしょうか。

納得できない本部答弁 経過討論では十八名の代議員が発言しましたが、「四党合意」を支持する立場の発言はわずか四名だけでした。残る十四名は、この間の本部の執行経過に対する疑問や不満を鋭くぶつけました。

たとえば、(1) 本部は「同時並行で交渉を進める。具体的な解決案が出てくる」と何度も説明してきたが、何もでてこない。五月三〇日以降、本当に交渉がおこなわれてきたのか。(2) 闘争団オルグの際、「解決案なき大会は開催しない」と約束したにもかかわらず、臨時大会を強行開催したのはなぜか。(3) 本部はすでに解決水準の数字を知っているという情報が社民党筋から流れている。本当なら出して欲しい。(4) 総辞職表明した執行部が方針(案)を提案するのはおかしい。いつ、総辞職するのか。再任はないと思うが、再び立候補する考えがあるのか、などでした。

私自身、「聞きたい」「知りたい」と思っていた事柄だったので本部の明確な答弁を期待したのですが、書記長の間答弁は「肝心な部分」を避けて答えているように思え納得できませんでした。私も、闘争団に対する暴力キャンペーンや排除行為がどれだけ闘争団と家族を傷つけ、内部の団結を乱したかを訴え、『七・三本部見解』(本誌、第七七四号資料⑧参照)を撤回するよう発言しましたが、うまくかわされてしまいました。

当然、多くの代議員が「再質問!」といって挙手しました。そのとき、「討論打ち切り」「経過の採択」が突如としておこなわれたのです。

混乱のなかで強行採決! 傍聴席は「討議打ち切り」に抗議し、総立ちでした。代議員席も誰が会場係でだれが代議員か、見分けがつかないほど混乱していました。その騒然としたなかで「代議員数八五名」(定数は一二二名のはず)が確認され、「闘争団を見捨てるのか!」といった怒号と悲鳴のなかで無記名投票がおこなわれました。

結果は、賛成七四・反対三十一・白三・無一でしたが、強行採決に反対して投票を拒んだ代議員が一〇名ほどいました。投票前に代議員数が八五名と発表されたのに投票総数が一〇九名というのもおかしい話であり、まともな大会運営ではなくなっていました。

「無効だ!」という抗議のなかで中央執行委員会は「これ以上の討論は続行不可能」という判断を下し、「休会」となりました。

言葉だけでない「統一と団結」を! 私は、国労の「統一と団結」を取り戻すことを最優先する大会運営になることを期待しました。そのためには、組合員の意見が二分している「四党合意」の強行採決は避けること、本部は組合員の意見や批判をしっかりと受けとめ、自己批判すべきところはキチンとその姿勢を示すこと、そして、目を内部だけでなく、外に向け、国鉄闘争の再強化に向けた闘いの方針を全体で確立することでした。

残念ながら大会は私の期待を裏切り「休会」となりましたが、職場の仲間とさらに討論を深め合い、職場の声をたくさん集め、来たる続開大会にのぞむ決意です。(大塚 幹六)

# 「辺野古の小屋」が紡ぐ平和の営み

— 沖縄再訪の旅から(中) —

## 個人の意志の集積が生み出す力

### ②『命どう宝の家』(伊江島)

本島北部、本部半島の西に位置する伊江島へは、フェリーで三〇分の距離である。この伊江島に、阿波根昌鴻さんのつくった反戦平和資料館『命どう宝の家』がある。

一九四五年四月、米軍の本島上陸とともに伊江島もさまざまに艦砲射撃にみまわれる。一〇〇〇戸あまりの民家はすべて焼失し、伊江島を象徴する城山(ぐすくやま)は形を変えざるほどだったという。島民の死者は一五〇〇人に及んだ。

しかし、島民の苦しみはこれで終わるのではなかった。やがて米軍は、「銃剣とブルドーザー」で暴力的に農地を取り上げ、基地へと変えていった。生活権をかけて島民たちが起ち上がった「島ぐるみ闘争」、その中心に阿波根さんはいた。

非暴力をつらぬく粘り強い抵抗の中で、島全体の六三%を占めていた基地は、復帰直前には三二%まで縮小させることができた。

十九歳の一人息子を沖縄戦で失った親としての痛惜の思い、そして戦後の土地闘争を経験する中から、阿波根さんは「平和を実現するためには、戦争というものを根本から勉強して原因を調べなければいけない」と強く感じ、反戦平和資料館を何としてみつくりたいと考えるようになる。

『命どう宝の家』と名づけた反戦平和資料館は、一九八四年十二月に完成する。「写真撮影は自由、展示品はぜひ直接手で触れて実感してください」との案内は、このメモリアル理念の一端を示している。展示の筆頭には、開館にあたって阿波根さんの寄せた次のメッセージが掲げられている。

「展示してあります、がらくたの山」が、人間の『おろかさ』と『たくましさ』を学ぶ資料となり、香りが高い作品が人間の『尊厳』と『英知』を学ぶ指針となつて、『ヌチドウタカラ・生命の尊さ』を再認識すると共に、戦争を知らない世代やこれから生まれてくる子どもたちに、戦争の恐ろしさや平和のありがたさを少しでも知っていただき、ひいては平和を創りだす人が一人でも増えてくれることを願い、祈りをこめてせいっぱい展示いたしました。」

城山山頂から俯瞰する伊江島は、美しく区画整理された生産農地を四方に広げていた。島の西三分の一を占める「伊江島補助飛行場」は、辺野古へのヘリポート基地新設が実現すれば、北部における海兵隊の訓練施設として、重要な位置を持つことになるといわれている。その滑走路の黒く延びる帯のみが、緑を回復した大地と好対照をなして見えた。

以下は、伊江島の印象を詠んだ妻の短歌。第一首「リリーフィールド公園」、第二首『命どう宝の家』。

\* 幾千の生命果てたる大地にも白きユリ咲く春訪れり

\* 戦いの果てたどりつく真実を「命どう宝」と人の言ひし

『佐喜眞美術館』『命どう宝の家』は、いずれも戦争を告発し平和を学び発信するメモリアルとして、訪れる人たちに勇気を与え続けている。それを可能にした丸木さん夫妻・

佐喜眞さん・真喜志さん、そして阿波根さんという個性と生き方の存在。そこに、小さな個人の意志の集積が生み出す力の大きさを見たい。

### 「辺野古の小屋」が紡ぐ平和の営み

沖縄再訪にいたるこの九ヶ月間に沖縄に起こったもうひとつの大きな出来事は、普天間基地の移設問題が辺野古地区への海上ヘリ基地建設を前提に、県内移設に向けて大きく動き出したことである。沖縄でのサミット開催と普天間問題はリンクしないとされながら、現実にはサミットに照準を合わせた形で、「ストーカー」(九六年九月の沖縄県民投票、九七年十二月の名護市民投票で民意ははっきり示されていたにもかかわらず)「援助交際」(傘「北部振興策」を出すから基地を作らせろ)とまで揶揄される、強引なまでの既成事実化が計られてきたのである。

大江健三郎さんは、三〇年ぶりの「沖縄ノート」々として朝日新聞に寄せた連載のルポルターージュをこう書き出している。

「サミット会議のあいまに、クリントン大統領が森首相に向けてー沖縄県知事も儀礼的な役割は果たしますが、かれに向けて、ということはありませんからー、ヘリポート計画はどのように進行しているか、と質問があるとしましょう。

森首相の正直な答えは、『成否はわかりませんが、東側の辺野古の小屋(註ー「命を守る会」の監視小屋のこと)になら答えがあるかも知れません』というものじゃないでしょうか?」(二〇〇〇年五月十六日付)。

実際のサミットでこのようなやり取りがあったかどうかは別として、当のクリントン大統領は「平和の礎」から日米同盟と沖縄基地の重要性を強調し、二十一世紀に向けても、よき隣人として、基地の使用を継続していくことを沖縄県民へのメッセージとしたのであるが、一方の森首相は日米首脳会談の場でさえ、沖縄県が県内移設の条件としている十五年使用期限に言及することすらしなかったのである。

サミットに呼応しては、様々の市民グループ・労働団体・NGOなどが実に多彩な取り組みを、沖縄を舞台に繰り広げた。その集約点ともいえる七月二〇日の嘉手納基地包囲行動には、二万七千人が参加して人間の鎖を作った。そして、これらの取り組みで沖縄を訪れた少なからぬ人たちが、この「辺野古の小屋」へと足を運んだはずである。サミットの瞬間にも、民衆レベルからの静かで、しかし確かな平和への営みを「辺野古の小屋」は発信し続けたにちがいない。

話を五月の私たちの旅に戻すと、五月五日、伊江島から本島に戻った私たちは、G8の国旗はためく名護市役所から「辺野古の小屋」に電話を入れたのだった。「命を守る会」の金城祐治代表が、休日のそれも夕暮れせまったの訪問を応諾してくれた。

名護市街から国道三二九号を東海岸へと抜けてキャンプシュワブの長いフェンスが終わると、そのフェンスに寄り添うようにして米兵相手の辺野古歓楽街が軒を連ねている。がぜん数を増した「ヘリ基地建設反対」の看板に導かれるようにして、海岸線に向かう坂道を一気に下っていく。古い家並みが途絶えると海岸線は辺野古漁港へと達し、その先はキャンプシュワブを隔てる鉄条網に行く手をさえぎられる。「辺野古の小屋」はこのどん詰まりに、ジュゴンの住む海と基地とを見つめるように建っている。

熱心にメモを取る先行グループに続いて、金城代表が応対してくれる。きょう一日、ど

れくらいの人たちがこの小屋を訪ね、金城さんの話を聞いたのだろうか。初対面の、地域も問題意識も異なる人たちと応対し続ける苦労を想像すると、思うように言葉が出ず、世間話のような時を過ごしてしまった。長い白髪と白焼けした顔にシワを深く刻んだ風貌は、長い運動の苦悩を象徴しているかのようでもあったのだが、「本土から来る人たちはほとんどが運動関係の人たちですが、連休中は家族連れで訪ねてくれる人たちもいてうれしかったですよ」と、時折こぼれるやさしい笑顔が、私にはとりわけ印象的だったのである。毎日の小屋の運営は、沖縄戦を生き抜いた「オバア（さん）」「オジイ（さん）」たちが、輪番を組んで支えている。若い人たちには普段は仕事があつて、という事情があるのだが、それでもこの世代にどのようにして平和の大切さを引き継いでいくか、この地でも大きな課題なのだという。

「きようは伊江島に行ってきました」と告げると、「母の日（五月十四日）には、辺野古のオバアたちが大挙して阿波根昌鴻さんの話を聞きに行くんですよ」と、参加メンバーを大書きした掲示板を指し示した。

「もう一度、伊江島の島ぐるみ闘争を学び直そうということですね。原点に立ち返って、運動を立て直そうということです」

静かな語り口の中に秘められた決意を読み取るようにして、私たちは小屋を出た。眼前には、辺野古の海が空を圧するほどの藍（あお）さで広がっていた。

サミット前日の七月十九日付『沖縄タイムス』は、「サミットを前に提言します／名護市への移設見直しを」と題する社説を一面トップで掲載し注目された。

私自身は移設という形の基地存続に反対する立場であるが、仮に移設を前提したとしても、それが辺野古でなければならぬ必然性は一向に見えてこない。アメリカへの移設もあれば、本土への移設もある。少なくとも本土移設が、当の本土のなかで真剣に検討されたという記憶はない。普天間基地を返還ではなく移設とする結論の背景には、国会の圧倒的多数が日米安保による米軍基地の存在を評価もしくは容認する勢力によって占められている、という政治状況のあることは明らかである。少なくともこれらの立場の人たちからは、本土移設を積極的に求める運動が起こって当然なのではないだろうか。

安保と基地は必要だが、それを引き受けるのは沖縄だというのは、あまりに理不尽である。それは思想以前の、人間としての在りようの問題に思える。「辺野古の小屋」を訪ねて、あらためてその思いを強くした。

（毛利 孝雄・つづく）

## ◇読者からのおたより◇

電車は動く図書室 住みなれた神奈川県を離れ九月中頃から埼玉県で暮らしています。心機一転気持ち新たに頑張ります。職場は遠距離になってしまっていますが、従来の所まで通っています。その分小説・労働運動はもちろんマルクス関係の本も読むことができ、さながら電車は動く図書室です。これからもよろしく願います。

（埼玉・O）

編集部より 通勤時間、片道二時間ほどかかるのでは？ これまでの職住接近からするとたいへんでしょう。くれぐれもご自愛を！ あなたの読書ぶり見習わなくちゃー！

地域ユニオンたちあげへ 国労の一票投票の結果が出ました。予想された結果ですがやっつけてはいけない投票に今後のことが心配です。行き着くところまで行くしかないのかなとも思います。闘争団の仲間たちとはともに闘う決意を固めています。近々ユニオンを立ち上げる予定。（千葉・N）

編集部より 一票投票では少なからずショックを受けました。五月三〇日から八月二六日までの勢いの中で、あの数字ですから。もし、五ヶ月の運動がなければ、と思うのです。労働運動は再

建への条件が熟し始めたようです。まず地域に大小の企業を問わず、組織・未組織を問わず集まることです。

総合担務制見直しへ 遅くなりました。全通も省と同じく力を入れた。総合担務制を見直すことにしました。(徳島・Y)

編集部より 本当ですか。はじめて知りました。くわしく報告いただければ嬉しい。  
階級闘争強化にがんばる 大変おそくなり申し訳ありませんでした。今後ともよろしく階級闘争の強化のために頑張る鏡にします。(福岡・M)

編集部より 「階級」などいえば、化石扱いされかねない雰囲気が一時ありました。しかし、現実は今日本が階級社会に他ならないことを日々、生活で明らかにしています。ぜひ考えていらつしやること原稿にして下さい。

ルネッサンスを！ 私について言えば、とにかく相談が増えていきます。本日も朝から五件の相談を受け、夜は新しい分会の会議、明日は交渉、社会保険事務所申し入れ、弁護士打ち合わせ、夜は分会会議二つと、ペルー人の相談が入っておりたいへんです。限界は超えており、いいかげんな対応も増えていきます。とにかく、情勢が新しい運動を求めています。この情勢を熟達した活動家がつかまねばならないとおもいます。我々自身のルネッサンスが求められています。かわらないと情勢が見えませんか！ (地区労オルグ・K)

編集部より 私の問題意識は意識改革について。国労の一四年を身近に見聞きし、その思いをとりわけ深くしています。社会は根本で音をたててくずれ始めています。従来の構造が変化しているのです。「われわれ自身のルネッサンス」同感です。

全国大会から支部大会へ 「労働組合」は何のために。その役割と存在感を考えよう。支部大会は何のために？ ①全国大会で決めたことを、T支部的にはどうするか、話し合い、まとめていくために開催します。②これからの一年間の方向、組合費の使い方、新しい支部執行部の選出などを決めるために開催します。各分会では、どんなことをすればよいのですか？ 各職場で抱えている問題や課題を、労働組合の立場から解決していくためには、どんなことが必要かを話し合います。各分会の組合員の意見や要望を、限りなく多く集めて、練り上げて、支部大会で発言しましょう。(東京・C)

編集部より 原則的な日常活動に心から敬意。今、こうした活動が問われているんですよ。今日一〇月一七日付の新聞の特集(朝日)「こらんになりましたか。なかなかおもしろい。売れています」が売れてるんです。京都にジュンク堂という書店がありますが、その京都で九月二六日

十月一日の売り上げで、堂々の第六位。みなさんもぜひ読んで。(京都・Y)

編集部より 嬉しいお便り。私も書評を書いた意味がありました。そろそろ完売ですか。  
ひっこしました この度、住みなれた大塚社宅から蒲田の社宅に引っ越ししました。大塚には一九八九年三月に北海道から移り住み、それ以来十一年間お世話になりました。子供達の成長と共に部屋が手狭となつてしまい、家族の強い要望もあつて引っ越しをしました。住みなれた社宅や地域を離れるのはたいへん寂しいですが、家族ともども新たな地域で頑張つて行きたい。(国労・I)

編集部より ぜひ一度、おうかがいしたい。その時はよろしく！

「市民からの通報で首」から とり急ぎと思ひながら今頃、感想を送ります。徳島におきましてもユウメイトの不当解雇が発生しました。即刻、全通信労働組合で取り組むよう要請をいたしました。が、結論は却下され現在裁判闘争に進んでいます。記事の内容と同じく、解雇当日は「解雇当日、喫茶店に立ち寄りた時間が早すぎた」ということでしたが、既にその時「退職通知書」なるものが一字一句不備なく準備されてました。喫茶店うんぬんは全く関係ありません。当局は、現認しようとして喫茶店に踏み込み店の方に「何時間いたのか」詰めているのです。正当な解雇理由が取り繕えないため、現状は「日々雇用であるからいつ解雇しても問題ない」と、開き直っています。職業安定所には日々雇用など全く記載されておらず、まじめに働けば長期間働いてほしいような求人内容となつていました。尼崎の場合、まったく徳島と同じケースと思ひました。何の計画(解雇)もない状態での「事件」が発生したなら、管理者はユウメイトに事態の説明はするにせよ(今後誤解を受けられないよう)市民の誤報であることは明らかです。不当解雇であることは明白です。

先日、反合研の会議がありました。徳島でのユウメイト不当解雇裁判闘争の取り組みを知った仲間が不思議そうな態度をとりました。もう一人の仲間は「不当解雇はいっぱいある、問題にする運動があるかないか、それだけのことだ」と。一人でも多くの立ち上がりを願いたいものです。また、立ち上される職場作りも重要でしょう。(徳島・A)

編集部より 資本の方は地域社会からも職場しめつけに腐心。いろんなところから闘いの火を！